

令和 5年 7月 25日

姫路市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する高校生等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に寄与するため、予算の範囲内においてヘルメットの購入費の一部を補助することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に頭部を保護する目的で着用する保護帽で、次のいずれかの認証等（以下「安全認証」という。）を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 高校生等 補助金を交付する年度に満16歳以上満18歳以下となる者をいう。
- (3) 保護者 高校生等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生等を現に監護する者
- (4) 高齢者 補助金を交付する年度に満65歳以上となる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメッ

トを購入する日及び補助金の交付申請をする日において、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている高校生等及び高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者（保護者を含む）が、ヘルメットを販売する事業者の店舗等において、補助金の交付を申請する日の属する年度に購入した新品のヘルメットに係る購入費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、自転車を利用する高校生等及び高齢者が着用する新品のヘルメット（高校生等及び高齢者1人につき1個に限る。）の購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、高校生等及び高齢者等1人につき、2,000円を上限とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ヘルメットを購入した年度において市長が定める日までに、姫路市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他ヘルメットの購入に要した経費を支払ったことが分かる書類
- (2) ヘルメットが安全認証を受けていることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者が高校生等である場合にあつては、高校生等の保護者が前項の申請を行うことができる。この場合において、当該保護者は第3条第3号に該当する者で

あるものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付可否決定書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。